（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会　青年部規約

（名称）

第１条　本青年部は「（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会青年部」と称し、事務局は事務局長宅に置く。

（目的）

第２条　本青年部は、「（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」における青年層をまとめるものであり、「（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」の目的を達成させる為の青年層における活動を積極的に取り組んでいくことを目的とする。

（事業）

第３条　本青年部は次の事業を行う。

（１）　「（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」の事業への積極的な参加。

（２）　全国の難聴青年の文化、体育事業を行う。

（３）　全国の難聴青年の研修事業を行う。

（４）　全国の難聴青年の掘り起こしと実態把握と、それを基にした青年組織作りの促進。

（５）　その他、本会の目的達成に必要とした事業。

（構成）

第４条　本青年部は「（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」に属する青年をもって構成する。

２　ブロックについては以下のとおり定める。

（１）本青年部は、ブロックにより構成するものとする。その所属は全難聴のブロック構成に従う。

①北海道ブロック　②東北ブロック　③関東ブロック

④東海ブロック　⑤北越ブロック　⑥近畿ブロック

⑦中国・四国ブロック　⑧九州ブロック

（２）各ブロックは代表者を毎年総会に報告するものとする。

ただし、ブロック活動の実態のないブロックにおいては、青年部活動を行っている地域の代表者の互選により、ブロック代表者を選出することもできる。

（役員）

第５条　本青年部に、次のとおり役員を置く。

（1）　中央委員　　３名以上８名以内

（2）　会計監査　　２名

（3）　臨時中央委員　　必要に応じて若干名

２　中央委員のうち、１人は委員長、１人は事務局長、１人は会計局長とする。

（選出等）

第６条　役員の選出は以下のとおりとする。

（1）　中央委員は、各ブロックより１名以上の選出とするものとする。

（2）　中央委員は、委員長及び事務局長、会計局長を互選により選任する。

（3）　会計監査は、総会において選出される。

（4）　委員長は、事業執行上必要と認めるときは、中央委員会の承認を得て地域代議員及び地域の事業代表者、役員経験者等から臨時中央委員を選任することができる。

（5）　その他、委員長は、中央委員の承認を得て、地域代表者等から協力者を指名し、諸事業の運営をすることができる。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。また、役員に欠員が生じた場合は当該ブロック等においてこれを補選するものとする。臨時中央委員は事業終了をもって解任される。

（役員の任務）

第８条　役員の任務については以下の通りとする。

（1）　委員長は、本青年部を代表し、会務を総括する。また、全難聴の専門部長（青年部長）を兼ねるものとする。なお、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、中央委員の互選により新たに選任できるものとする。選任された委員長の任期は、前任者または現在者の残任期間とする。

（2）　事務局長は、本青年部の事務局を総括すると共に、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、次の中央委員会までは、その職務を代行する。

（3）　会計局長は、本青年部の会計局を総括する。

（4）　委員長は、他の中央委員を事務局員、会計局員として選任できるものとする。

（5）　中央委員は、中央委員会の合議を経て、各事業を担当する。

（6）　会計監査は、本青年部の会計を監査する。

（顧問・相談役）

第９条　本青年部に顧問及び相談役をおくことができる。

２　顧問及び相談役は、中央委員の承認を得て、委員長が委嘱する。

３　顧問及び相談役は、委員長及び中央委員の諮問、相談に応ずる。

（機関）

第１０条　　本青年部の議決権として、総会、中央委員会を置く。

（1）　総会は年１回、会計年度の始めに委員長が招集し、年次活動方針、年次計画、予算、決算、規約、その他の重要事項について審議・議決をする。

① 総会は各地域代議員によって構成され、その過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。

② 総会の議決は、出席者の過半数の賛成により成立する。

③ 地域代議員は「（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」の加盟団体から、原則として１団体ごとに２名選出する。

④ 臨時総会は総会に準じるものとして、中央委員会が必要と認めたとき、あるいはブロック代表者のうち過半数の会員の書面による請求があったときは開催できるものとし、委員長が招集するものとする。

⑤ 臨時総会の開催は、総会に準ずる。

（2）　中央委員会は、委員長が招集し、総会の議決に基づいて業務の執行を行うと共に、運営上の重要事項について審議する。構成員の過半数をもって成立、出席者の過半数の賛成により議決する。なお、審議には書面審議を含むものとする。

（実行委員会等）

第１１条　　事業上必要と認めたときは、中央委員会の承認を経て実行委員会等を設けることができる。

（会計）

第１２条　　本青年部の会計は本部よりの助成金、寄付金、事業収益金、その他をもってこれにあてる。会計は、一般会計より構成するものとする。会計年度は毎年４月１日より翌年の３月３１日までとする。

（非常措置）

第１３条　　本規約に定めない事項で緊急を要するものについては、中央委員会の議決によって処理し、総会の承認を得るものとする。

（規約改正）

第１４条　　本規約の改正は、総会に提起し、出席者の３分の２以上の賛成をもって行う。

付　則　1　この規約は昭和 57 年 6 月 20 日より実施する。
　　2　昭和 63 年　5 月 19 日　改訂
　　3　平成　3 年　5 月　3 日　改訂
　　4　平成　4 年　5 月　3 日　改訂
　　5　平成　5 年　5 月　2 日　改訂
　　6　平成 10 年　5 月　2 日　改訂
　　7　平成 11 年　5 月　2 日　改訂
　　8　平成 13 年　5 月　5 日　改訂
　　9　平成 14 年　5 月　4 日　修正し執行
　　10　平成 19 年　5 月 27 日　改訂
　　11　平成 20 年　5 月　4 日　改訂
　　12　平成 21 年　6 月 13 日　改訂
　　13　平成 25 年　6 月 15 日　改訂（全難聴　法人名表記変更）